

令和4年度 いじめ防止活動の評価

評価は ○ △ × の三段階とする。

岐阜工業高等専門学校

岐阜工業高等専門学校いじめ防止プログラム		R4 活動内容	R4 自己点検及び改善すべき事項	R4 評価	R4 改善事項	
(1)	学校全体	<ul style="list-style-type: none"> ・特活、技術者倫理、卒業研究など教育活動を通して、人権意識の向上を図った。 ・学生会議を中心として、ボランティア活動、道徳教育などを行った。 ・管理職で構成するリスク管理会議などで、組織対応を進めた。 ・いじめ講演会を1回実施した。 ・いじめ対策委員会を8回開催した。 	プログラム通り実施できた	○	引き続きいじめ対策の啓発に取り組む	
(2)	学生会議	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活における自律を促し、学生が自己肯定感をもち主体的に授業や行事に参加できるよう指導する。 ・情報モラルに関する指導を定期的実施する。 ・外部機関(警察・少年補導センター・子供相談センター等)との連携を図る。 ・MS リーダーズ活動を通じた社会貢献活動への参加等により、社会における自己有用感を醸成する。 ・学校行事における全校及び学年・クラス内の協力・協調による居場所づくりや絆づくりを推進する。 ・いじめ問題に長けている特命教授を週1日配置して、現場的・法的な観点から検討、助言を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育目標を達成に寄与するように、学生会の主導する学生会行事を計画通り全て開催した。具体的には、学級対校清掃点検、スポーツ大会2回、高専祭である。MSリーダーズを兼ねた活動は、清掃活動2回、交通安全活動2回、献血活動3回であった。 ・第1学年と第2学年を対象に、特活にて校外講師によるメンタルヘルス講演会を実施した。 ・道徳教育は、音楽鑑賞による情操教育を実施した。 ・情報モラル指導は、MCCIに従い情報モラルを含んだ授業、入学時に情報セキュリティ研修、第2学年を対象に校外講師による情報リテラシー講演会を実施した。 ・外部機関との連携は、年度当初に近隣にある警察署と教育委員会への挨拶と情報共有を行った。岐阜地区高等学校生徒指導主事会議への参加(年4回)、学校警察連絡会(年2回)の会議に出席した。教育委員会の地区担当と本校との情報交換を本校にて2回行った。教育委員会教育長らが、本校を視察し、情報交換をした。 ・課外活動は、各部の上位機関や本校の新型コロナウイルス感染症対策に従いながら行った。また、寮と連携し長期休暇中の寮の利用を認め、活動を止めないようにした。全国高専体育大会団体戦の種目のうち3位以上の学校を数えた結果、本校と松江高専が6種目で首位タイであった。 ・散発的になっている指導の改善案は、検討する時間をとれなかった。ただ、現状をみてもキャリア教育、いじめを始めとする各種調査等が立て込んでおり、年を通して計画が立て難いことが分かった。 	「命の尊さに関する講話」が改善できなかった。R5年度は、メンタルヘルス講演会に、この話題を取り込んで頂くように依頼する。 新型コロナウイルス感染症の取り扱いの変更で生じる高揚感等に伴う学生間の問題や行き過ぎた行動について、学生相談室と連携をとって注視する。	○	
(3)	寮務会議	<ul style="list-style-type: none"> ・共同生活のルールやマナーを理解し、お互いを尊重し合える態度を育成する ・学生相談室員と情報共有を積極的に行う。 	なし	○	なし	
(4)	教務会議	<ul style="list-style-type: none"> ・授業規律を整える。 ・教育相談体制を整え、全ての教職員がいじめ相談に対応できるよう情報共有する。 ・教科指導では「わかる授業」を確立する。 ・進路目標の早期指導により高専生活の方向付けや目的意識を育成し、学力の伸長を図る。 ・インターンシップや社会体験学習により社会における規律を習得させる。 ・「学習実態調査」や「進路意識調査」を実施し状況を把握する。 	2回のFD講演会、2回の授業参観週間(十事後検討会)を行い、教員の授業力向上を図った。 8回はいじめ対策委員会、本校特命教授によるいじめ防止講演会、機構本部主催いじめ防止等研修動画視聴等を通して、いじめに関する情報共有を行った。 進路目標の早期指導については、キャリア支援室および各学科において対応した。 インターンシップについてはコロナ禍において、安全性に配慮しつつ実施した。 学習実態調査については授業アンケート、機構本部アンケート等で実施した。	なし	○	なし
(5)	学生相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・全学生を対象とした年4回程度に「いじめ調査」を実施し状況を把握する。 ・保健室との連携しながら相談体制を整え、教職員が適切に対応できるよう学級担任会議等の場で情報共有する。 ・特別活動においてメンタルヘルス講習を行う。 ・学生及び保護者に対して、入学時や学期始業時に相談室に関する説明を行う。 	4回はいじめ調査の実施、学級担任会議での情報共有、相談体制の構築を行った。メンタルヘルス講座については、1、2年生で実施した。相談室全体の説明を、入学前、始業式等で実施した。	○	引き続き学生支援と周知に取り組む	
(6)	人権委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての教職員がいじめ相談に対応できるよう、いじめやハラスメントに関する職員研修を実施する。 	今年度は、新型コロナウイルス感染症防止の観点から本学独自のいじめ・ハラスメント研修会は実施しなかったが、FD講演会におけるいじめに関する講演会や、機構本部(11月)・他高専が主催するいじめ・ハラスメントに関するオンライン研修(2月)に、本校のすべての教職員が参加できるようにした。	○	概ね計画のとおり実施した。 なし	